

次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金
業務等質問(回答)書

質問日: 2026 年 6 月 5 日

質問書提出者	商号又は名称※	
	所在地	
	電話	
	担当者所属・氏名	
質問内容	(質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては削除済み) 冷暖房を備えたプレハブのような施設を設置する費用は今回の補助金は対象になりますでしょうか。 対象の場合、中古でも対象になりますでしょうか。	

※共同企業体を形成する者である場合、構成団体の名称を全て記載すること

回答日：令和8年6月9日

回 答	・プレハブ施設については、法令上「建物」に該当することから、公募要領第5（補助対象経費）において対象外の費用とした「建物の新築や恒久的な施設整備に係る費用」に該当することから、補助対象になりません。
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------